

## 1 平成 31 年度税制改正の概要（市町村税関係）

平成 30 年 12 月 21 日、「平成 31 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、2 月 6 日、「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

平成 31 年 10 月からの消費税率引上げに伴い、消費税率引上げ前後の需要を平準化することを目的に、所得税及び個人住民税の住宅ローン控除の適用期間が延長されるとともに、自動車に関しては、自動車税の恒久的な税率引下げなどの自動車税負担の軽減措置が講じられることとなった。

また、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、平成 31 年度から森林環境譲与税が県及び市町に譲与されるとともに、平成 36 年度から森林環境税が課税されることとなった。

この改正による、譲与税を含めた市町村税の全国の影響見込額は、森林環境譲与税の 558 億円の増などにより、平年ベースで 466 億円の増となっている。

改正の主な内容は以下のとおりである。

### 1 個人市町村民税

#### (1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充

消費税が引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、所得税の住宅ローン控除期間を 3 年延長

##### ア 改正内容

- ・消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長（現行 10 年間⇒13 年間）。
- ・11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。

各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。

- ① 建物購入価格の 2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の 1%

イ 改正時期 平成 33 年 12 月末居住分までの個人住民税に適用

#### (2) ふるさと納税制度の見直し

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直し。（詳細はふるさと納税の行政資料に記載）

### (3) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措

#### ア 改正内容

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする

#### イ 改正時期 平成33年度分以後の個人住民税に適用

## 2 固定資産税

### (1) 所有者不明土地を利用に係る固定資産税の特例措置

#### ア 改正内容

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業※の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年度分、2/3とする。

※地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るための事業(イベントスペース(広場)、直売所(公売施設))

#### イ 改正時期 平成33年6月1日を予定

### (2) 償却資産に係る固定資産税の特例措置(平成30年度税制改正)

中小企業による一定の設備等の取得に対して、31年1月1日の賦課分から特例が適用される。本県34市町が条例により特例率をゼロに設定、1市町が特例率を1/2に設定

ア 特例内容 課税標準を最初の3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。(減収額については、その75%が交付税措置される)

イ 特例対象 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

ウ 適用期間 取得が同法施行の日から平成33年3月31日まで

### 3 車体課税

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減する。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

#### （1）地方税財源の確保等

##### ア 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる

#### （2）地方税財源の確保等

##### ア 環境性能割の税率の適用区分の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す

##### イ グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

- 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定
- 消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用

##### ウ エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。

##### エ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

○ 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

##### オ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

- ア～エの措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成46年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する。

#### 4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

同様に市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行っているいわゆる復興増税が平成35年度までとされていることから、森林環境税（仮称）は平成36年度からの課税とするが、森林環境譲与税（仮称）については、新たな森林管理制度の施行とあわせ、平成31年度からの譲与とする。

##### （1）森林環境税（仮称）

ア 納税義務者…国内に住所を有する個人

イ 税率…1,000円（年額）

##### （2）森林環境譲与税（仮称）

ア 譲与団体…市町村及び都道府県

イ 使途(市町村)…間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県)…森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

ウ 譲与基準(市町村)…総額の9割に相当する額を私有人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

(都道府県)…総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

エ 使途の公表…インターネットの利用等の方法により公表